

河海抄第五

權 卷十五

し女 卷十六

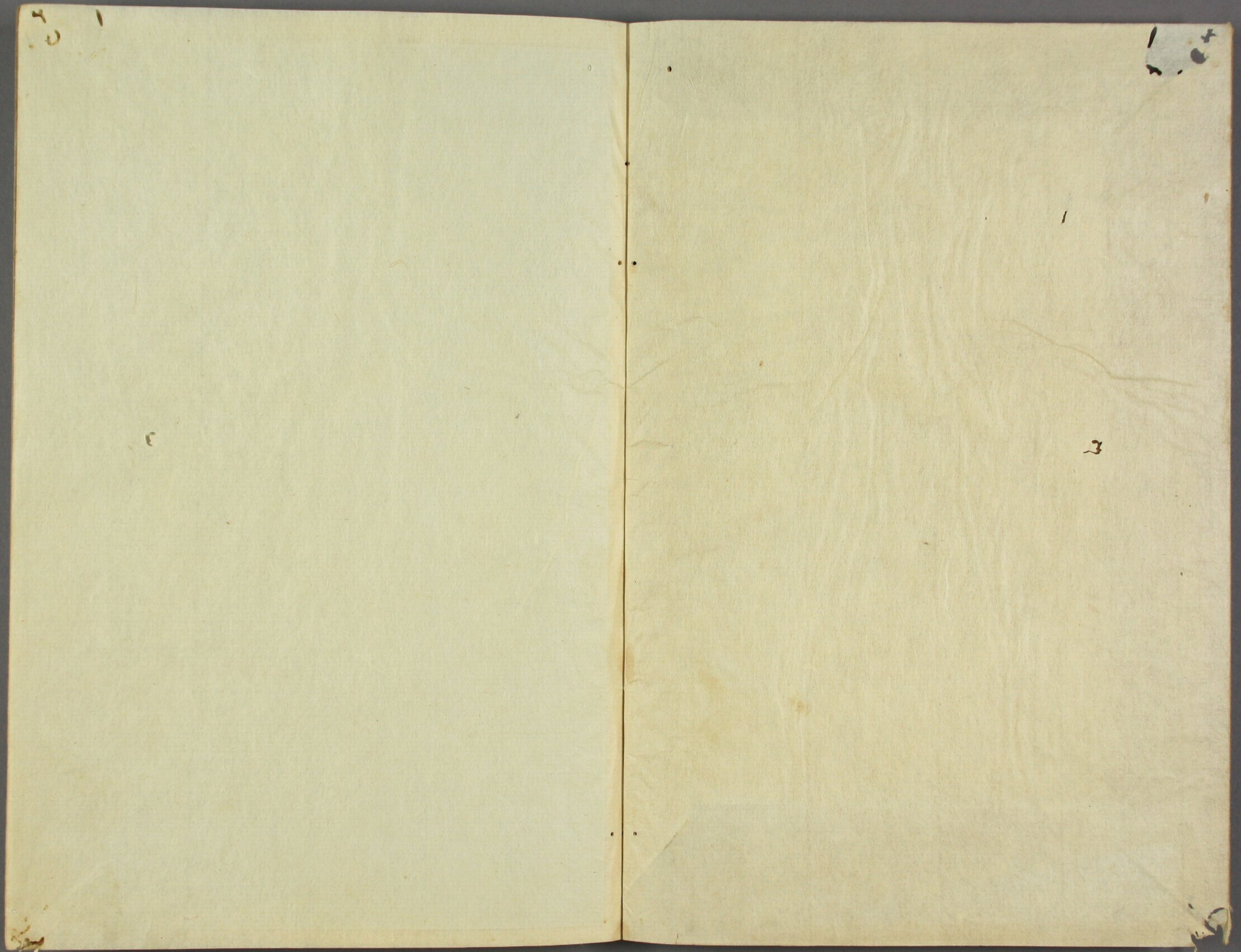
玉鬘 卷十七

初音 并一

切條 并二

岩虫 并三





河海抄卷第九

正六位上物語博士源惟良撰

才十五櫳

卷名

ミシラリノ露ヲスラヌ櫳ノ花ノ盛ハ過ヤシメラン

赤院ハ沙服めて朽リカクハカシ 父桃園式部卿宮御服之重服ニ

テヲリサセ給フニ

沙クセヨク

癖

七月よりして桃宮乃宮に後給ゆるを 大和物語云桃園兵アハ宮ウセ給

テ御ハテ九月晦日ニ侍ルニトシコカノ宮ノ少方ニタテマツリケリ

大^カニ^カ此^カ林^カの^カも^カて^カふ^カか^カあ^カま^カよ^カら^カふ^カい^カく^カく^カあ^カく^カら^カる^カ

拾遺集ニ桃園住侍ケル前齋院屏風ニ貫之

白妙ノイモカ衣ニサクラ花

桃園在取一條北大宮西一條西中許世尊寺南当時枸杞町欽師氏物大納

言宅也保光中納言代明親王男傳領仍号桃園中納言今案敦固親王事欽

延喜帝御連枝并九月薨逝事等相似 御記云延喜九年六月八日齋院宣子内親

王自夜中取病困勸為曉出院至大宰帥親王桃園家 九條右丞相記天德三年

二月十三日桃園家之寢^{立坊}城家此家本為寢殿去冬立對本之小對卑陋尤甚仍所殿作也

おかしとんでんのあふま^{ミシラリ}ぞ任行ける 西ハ齋院東ハ女御宮

廣江

淨けいふい 氣 日本記

形勢 新猿示記

去るふきくぐらふ

嗽病 本音之 咳病 咳嗽

こちくくーく

太 大 小トクシクニ 千ト五音通スルニ 每骨心ニ

命かぎのうけりきりたほくゆもごし 老子曰壽者多辱

かぐくくとゆき行へい 長々

こまうーく 按改水音葵上母

けうせ行ゆるそさやうぶらうくひねふらりくはらうーと

桃園式部の宮事と弁院事ヲ思ヨリ給ん 村上清記云天曆八

よびをのこすにくるき浄き性 浄簾縁鈍色 村上清記云天曆八

年正月四日母后崩同廿四日今朝撤尋常御簾改懸菅簾以鈍色

細布以帽額 弁院宣旨官女官ニ浄セウソコハ

せんーいめてして浄セウソコハ 弁院宣旨官女官ニ浄セウソコハ

ノ行ニ文ニモカキラス大和物語ニモ忠峯浄ハシノモトニ松トモシテセウソコハ

トアリ 弁院之

神さびよひら年日月のうら

神閑又神宿閑雅 日本記

後撰トキカケツ衣ノ玉ハスミノへノ 今案ニ神サヒタルハ閑字相叶と喻ハケタカク

床成由也サヒニキ心ニ宿字モ古メカシキ心ニハ可叶と俊成卿六百番歌合

判詞ニサヒテコソ侍廢美ノ心ニ亦見嘉ノ住吉ノ歌合ノ判詞ニモ老其

姿詞ニシリテサヒテコソニハ侍トアリ神祇ナラヌコトニモ可書と定家ハハ

劔刀ヲコソサヒタルトハイヘトテ父ハウ 難スト云 日本記ニ宿雨宿雪トアリ

是宵ノ雨宵ノ雪ノコトナリ古キ心ニ馬ノ毛ニ宿鴉毛トカキタルモ古心

ニ猶此物語俊成卿説相叶と衣鐵サヒナリ或苦 同

とハるにのいさめどわかこもせ行んこもく 神ノイサメノコトニ

さちらいといさめどわかこもせ行んこもく 神ノイサメノコトニ

ろの世のよみふるまの凡またぐてこの行あいぎやうとこよかし

みるぎは神いりぐはげんあわし 樹下集ツミトカハ科戸凡ニカセタリサス

ラハスラシ大海原ニ東南ノ風ヲ志那土風ト云諸ノ不祥ヲ吹失ト云 中唐後

云科戸凡 乾方ニ吹風ニ天八重雲ヲ吹拂カコトニ先代舊事本記云伊弉諾尊ノ

日我取生也國唯有朝霧而薰滿矣 乃吹換之氣化為神是謂風神也

いとねほりやうあむさむとふくつをがれど
フクヤカナル心ニタトハハホ
キニ丸カサントシタルナリ

もておてみやくくあう
良々 亮々 日本記
リヤウクシキ詞セイノケイ
サキナトヲリヤウクシキト云非其義称羨詞ニ
やはらふむねむしつる物くつゆうううつまじり

ヲヒレ ヲサナヒレタルト云心を子ヲヒモ同心ニ
つるをさひいづは糸のゆゑこよあうす
藤壺紫上ニカヨヒ似タルコ
かゞくあさのも 日本記 才学 又廉々

志づけさとむりひくふ 閑
東の院のこと 湊漂卷ニ二條院、東成宮院ノ清雨分ナリシヲニナク
アラタメツクラセ給ト見タリ二條院ヨリ東タルニ依テ号東院を

又どきやうあむさむせりふ
延暦元年十二月壬勅太上天皇因忌御
有当今月廿三日宜令天下諸国國分寺見僧尼奉為誦經焉
續日本記

けをろにじりぬ
法花経 五濁悪世劫濁煩惱濁 衆生浊 見浊 命浊
伊行尺

あつへちまきせうひよねをすらんぞ
伊弉册尊火神ヲ生テ燒殺テ
黄泉国ヘイミス是ヲ伊弉諾尊タツ子テラハシタル心ニ
あふ佛と心よりけて念ヲもねむるの池 蓮ノ上ニホラヌハナシ 天北中華盡滿華花惣是往

一心不乱 阿弥陀経 一度モナムアマタ佛ト云フ人ノ
生人各留半座乗花臺待我爾浮同行人 五會賛
あまんとあふこころあやうせとかけぬ水の瀬やあどりし
ミツセ川ヲ水ニソハタルニ三途川事ニ伊行カ本ニ影ニス水ノセキヤミトハト右

不審

第十六 神通女

巻名 女子モ神サヒヌラ天津袖 允此巻五節舞姫之事為宗仍有此名
フルキ世トモヨハヒヌシハ 薄雲女院一周忌之諱闇色改タルニ
年かりりてふれぬもてもるぬまき 除服事ニ除服トハ服ヲヌキ侍ヲ云ニ
多あふむしる更衣のやど 齋院御襖日ニ
洗うぎの白

友初きつらばりやせむらふるよしるは清後乃漱よかりる世也

古今アスカ川洩ミアラヌ我宿モセニ番リ行物ニツ有ケル

かくけりつりて

更ニ昔ニ立カヘリテニ

美矣其の沙元服の事

夕霧君干時十二歳五十二元服事桐壺卷ニ注ス

履して位になつてじつとたはし孫王直叙四位事上古定事也見

續日本記等不違具録選叙令曰凡蔭皇親者親王子後四位下諸親王者

不限有品皆是一部令内祿親王不注品階者皆依此例源興基彈正尹久康親王男貞親八年正月七日叙後四位下

元每位源博雅兵部卿親王男承平四年正月七日叙後四位下同親王子直叙四

位雖為流例一世源氏大臣大臣畧叙爵源叶信大兄子同靜光大兄子伊涉無親王子

忠堅高明大兄子皆是叙後五位下者也六條院干時大臣也如何因茲四位ニ

シテニカシト思ヘトモ犹有斟酌也

あさごぶつてあつとよりりし 淺黄六位緑袍童殿上以後還昇ニ

只今かくあかぢりよあごきにむいつくすまじくゆれと思やうもて

加階ヲ高ナシテ人ニ追ツカスニキモ 親行説 或説云テツクハイヨリトナクニ詳

大子れそふあぢりあぢりむのほいゆより今ニ二年をいづづのじ

にむいあつて 尚書大傳曰古帝王必立大孝小孝使公卿之太子大夫之元子

士之適子ナ有三年始入小学見小節焉踐小義焉年十五入大学見大

節焉踐大義焉入小学知父子道長幼之序入大学知君臣之義上下之

位 實録曰大臣在童稚局量開明及於弱冠始学大学雅有才弁

論語曰子曰三年学不至於穀不得而已 貞規格云大学者尚才之处

養賢之地之天下之俊咸来海内之英並萃游友之徒元非公相之子楊

馬之輩出自寒素之門高才未必貴種々々未必高才且夫王者用人

唯才是貴朝為廡養々登公卿

ふむいをちあぢりあぢりむのほいゆより今ニ二年をいづづのじ

わがよちあぢりあぢりむのほいゆより今ニ二年をいづづのじ

心のち乃官爵よのぼりあぢりあぢりむのほいゆより今ニ二年をいづづのじ

やまもあぢりあぢりむのほいゆより今ニ二年をいづづのじ

せもあぢりあぢりむのほいゆより今ニ二年をいづづのじ

ウツホ物語ニモセリシテル大学ノシウトアリ

和国魂 和才魂魄ニ

窮途 急日本記 窮者 同薄 才学ヲウス

あざあつらり 礼記曰己冠而字之成人之道也字所以相尊今案六位冠者

其姓字具江二橋宣源榮曹司喚也水原抄云假令藤原ヲモテ大堂
字トセト文帝院堂監申事各クタヌト侍之是當時モ彼院初系時吉書
学生入字名簿秀才隨身ミイル時堂監カキクタヌ漢家ニモ侍ヤウニ本朝
ニモ假令曰忠臣カ字ハ達音是躰侍之近代其伎モ絶侍リ登省時
必字ヲツケ侍ルナリ

博士ゴをねらぐぬし 臆

まいあらんまやうせてまびしくねころいとねほせめあハモノくシクシ
家より知よまもめらけらぐものうちあまぐくくるしき
あまぐく 他より求出タル装束之虫ト古弊ノ袍ノ肩ノ破烈シヌヘキ
ト云心を伊勢物語云シハハ晦日ニ上ノキヌヲアラヒテテツカラハリケリ
心サニハイタシケレトサルイヤシキハサモナラハサリケレハウヘノキヌノ肩ヲハリヤリ
テケリセニカタモナクテタナキニナキケリカタクルニキ此ラノ心を一説カタクナシ
をルトナト相似を

あざあつらり 瓶子取ヘイシテ酌ヲ取本多之鉦子ニテ取ハ近

代ノコトニ今モ瓶子ニテ節會時取

あさやう〜〜ごうあ出てねらむと トカメ出トハ賞翫ノ先例ニ超過スルヲ

色代スル由歌ヲロスハ盃ヲノミクタス心ニ巡流ニ
ねらむものあつらり〜〜非賞に〜〜給 儒者饗座之

美之此中古尺皆以不分明水原抄ハ垣下主紫明抄ハロスヲモを
モトアルニト句ヲ切テ漢字ヲ付タリ是又不得其心是ハ秘説アリ
九垣下主俗ノ心ニ卑下メ云

かくぞうりのるに〜〜鳴呼てねほやけつ〜〜鳴呼ぬらり
儒者ト云ハカリノ我身ヲト卑下シタルナリ

ちやくテナリタカシアハ〜〜ナリタカシヤナリタカシヲホシヤ
コトモヤミツナレニ段 風俗鳴高又号大宮西宮記云有政日事并就結政
如常上郷入外記戸官掌唱鳴高
あぢひも〜〜あぢひも〜〜あぢひも
あぢひも〜〜あぢひも〜〜あぢひも
毎礼 日本記 曳座退侍ナリト

けちえむあるはうげよさうがうがう
掲焉 火影 猿示

さうゆへんしやとらるるむとのけ
輕慢

博士の人ハ四韻の詩たのくハおとどほめなりてぞく作行

花木被人知 以名為韻 中昏王 具平親王

年齡稍邁減詩情 被誘鄒枝一句成

應咲久抛風月賞 桃李之外忘花名

春天花木富芳榮 自被人知得檀名

何處未承霞養色 誰家不審鳥啼声

勻同唐帝專房女 粧咲秦醫一里兄

莫恨翰林零落士 西園今日接群英

近代モ則如釈奠妻座序者四韻上卿絶句作事ニ

又さうあつだいのもぐえりてそむけうさるせなる 本ノコ

さうさき比のよあれば 四月コを上ノ乃ニ祭ノ比ト云リ

窓のほろるとむつび枝の雪をさう びつさ心持の

車胤 字武子 河東人也好讀昏無油夏月則生絹盛數十螢照昏後

到吏部尚昏孫康家貧負無油常映雪讀書後到御史大夫枝雪枝

ハ灯ニ九枝氏云リ雪ヲ灯ニ横タル心ニ 仁王經云佛告大王應作九色幡

長九丈九色華高二丈千枝燈高五丈 太平御覽才八百七拾鄴中

記云名正聲會於殿前數百二拾枝灯以鐵為之云 西京雜記曰高

祖初入感陽宮周行府庫金玉珍室不可称言其尤異者有青玉五

枝燈高七尺五寸 梁王筠燈詩曰百花曜九枝傳言朝會賦華燈

熾百枝之煌之是等皆燈枝ト云ニ

おさうの法ハあらし 淨詩ヲバト云ヘキヲ畧シタルニ

うちつぎにうぐくと云ニこせさうゆへん

寛平八年十二月十三日 齊有 廢世親王入學當日早朝召文章博士紀長

谷雄御自名薄賜之長谷雄 ヲシ 舞親王 參 多堂 二世源氏歷儒業

例 儒源伊行 後止民ア大補兼明 儒 同後賢 正二位大納言民了卿 後賢卿例

尤叶今例を 亦執政官歷儒官例 忠仁公 天長五年潤三月甲午任大

あうてけねんのうちよめがうしつかりて 文章院中有東西曹司 横 横

けを

つとこのりわて

集 日本記

寮 試

唯四月のうちに史記といふみよこしてゐて多りてハきこうしう
けさせんてまのいお中へして心こささるる

史記 馬遷作 世家三十卷 列傳七十卷 表十卷 都合百卷 西京雜記

云司馬遷發憤作史記一百卅卷 金樓子曰 此注 與ノ文 正仲任言

夫訖一經者為儒者之傳古今者為通人也上書奏事者為文人也

能精思著文連篇章為鴻儒之若劉子政揚子雲之列是也蓋儒生

轉為通人々々轉為文人々々轉為鴻儒之今案文人文章生擬生擬文

章生トテ文章生ニ擬スルニ或擬進士ト云

寮 試作法

寮頭以下各一頁博士以下各一頁參著試廳出頁奉交名等博士加

署者渡寮頭々々見了下允以下篇連三合置試殿坐前又以讀各等置

頭博士秀才 謂之試 并殿等前次第召試殿々々抱卷進出榜門下

允仰云版指而就版允又仰云敷居試殿指於敷居下脱着着坐

置快並頭仰云篇殿唯而標篇 三史之間 今日讀篇 勝行並試博士取試博

士對寮頭云史記一乃三卷世家上帙乃卷下帙一乃卷傳中乃帙乃七

卷頭仰云令讀与試殿各披帙抱卷引音讀之頭仰云古未天試

博士對頭云文得取各注寮掌捧簡稱注由予試殿退出堂監於

榜門外仰登料酒看事

さうせのかつらうべき 論語曰言可覆注云覆犹復 御書取殿 覆勘

トテアリ此心を

いづぬこころもあつくかごにりよりしてよこひつるさうまづまどろし
心ちを 瓜シシトハ詩哥ナトニ合點セントテ先瓜シテシルヲ付ルコト云然

寮試ヲ合點ニ擬メ今ノ内々ノ心ミヲ瓜シシノ心地ト云々一説云角筆ノ

事を角筆トハ假名付ケシコトヲ憚テ每点ノニ角ナトニテ白ク假名ヲ付

ル事有之然點ナキ取々ヲモツニラカニ讀給事瓜シシノアルヤウナリト云

まうしんよ 大学寮門之

爰にてもあつたむの 物どもあつて

大学のさうりころあれいさあつたもの人

ツリ居テカサシサシテカミ中シモミナ分ヨミケリ

伊勢物語云其木ノモトニ

あぐさりねりすきさくねんくさち

觴 礼記 特牲

或説人ノナニサカキヲサクニレタルト云フアリ云ニ又ハサカシラト云心をクトカト

リトラト五音通スル故ニ云ニハ事秘説アリ

つまづるねりひらけ

苦

せりいさしこ

制諫

十回もらんねりしものけりかろりにはえぬいとこめりう

コメキ爰ニテハ古メカニキニアラズ子メキ若ハ少メキを

めいこゝとものえりめれら位すせと

三條上乳母冠者君ヲ不

受ノ詞ニ六位ヲハ冠者ト云云官ノ者ヲハ冠者ト云

うちえいしるまうん

ナキ腫タルニ

さねねんやりあさ

人マリニチナラクニ大方ハ
イキウニトイヒテイサ帰ナシ

色に年々あざむきりけ薄雲女院崩依諒園被停止

本朝月令曰五節舞者淨御原天皇之所制也相傳曰天皇御吉野宮日

暮彈琴有真微尔之間前岫之下雲氣忽起疑如唐神女髻髻應

曲而舞獨入天瞞他人不見拳袖五變故謂之五節其歌曰

乎度綿度茂邕度綿九倫須毛可良多万乎多茂度迹麻岐底乎度

綿九倫須茂 善相公意見内一請減五節妓負事右臣伏見朝家

五節舞妓者大嘗會時五人即皆預叙位其後年々新嘗會時只每

預叙位之例由是至于大嘗會之時權貴之家競進其女以充此妓尋

常之年人皆辭退可闕神事爰有新制令諸公卿及女御輪轉進之其

費甚多不能堪任伏案故實弘仁美和二代を好内寵故遍令諸家擇

進此妓即以爲選納之便也諸家僥倖天恩不願摩費尽財破産競

以貢進方今聖朝修其惟薄立其防閑此等妓女舞畢歸家每預燕

寢然則此妓女數人遂有何用重業旧記昔者神女来舞未必有定數四

五人伏望擇良家女子未嫁者二人置爲五節妓其時服月料稍令饒給

節日衣裳亦賜公物若負節不嫁經十ヶ年者即預女叙聽令出嫁若

願留侍者預之於藏人之列即擇置其替人亦如前年寬平遺誠曰每

年五節五人進出迫彼期日經營を物切今須公卿之中令負二人雖非其

子必令求負殿上一人選入召之當代女御亦負一人公卿女御依次貢之終

而後始以爲常事須入十月節召仰各身杜前令用意

わつら下づりひ

上童下仕

う原のみきい長清こいひがやのいさになりて右中弁あるぞまどれ
五節ハ恒年ハ公卿二人殿上人受領二人四所ニ代始ニハ公卿二人殿上人
受領三人五所ニ其ヲ受領ノ分ハ殿上人ニテミイラスハ上ノ五節ト云ニ五節ノ
姫四人善相公意見云新嘗會時四人云今年依為新嘗會若四人を
公卿二人者按察大納言九衛門等ニ殿上人受領者良清惟光以上
四人ニ大納言外殿姫ヲ奉_{以下奉ルニテ本文十九ニシテ}宇多御時舞姫可進公卿女由始仰之寛平
遺試見上

くつりこて

苦

あめよやうすともる姫乃ふんくもつらんふもあゆわとらぬ
豊思姫トハ五節ノ舞姫ノコトニ我所領ニタルニハシメヲサスニ是ヲ神事ノ
時ナレハ木綿ニヨソヘテイヘルニ
ミテクフハ我ニテアラステニス
豊思姫ノカミノミテクフ
シ女子カ袖フル山ノミツカキノ
久ニキ世ヨリ思ヒソメテキ
あめよやうすともる姫乃ふんくもつらんふもあゆわとらぬ
柳 文選
殿上六位聽直衣也蒙

禁色雜袍之宣言也或説被加戰事欵六位戰事着禁色故之西宮
抄云指貫ハ王者以下衆人所用之古時有制臣下不用近代五位以上昇殿
六位皆用之云

こころ 古々ニフルカキ心包 亦云巨々ヲホキヤカ心包 廣韻云巨大ニ
ひうし 清目こまろし女のみあ 少女ハ少女ヲ云ニ万葉ニ未通女ナト色々ニ
各リ未嫁セヌ女ノコトトイヘリ天ノ女ハ天女ノ惣名ニサレハ亦万葉ニ妻女
イヘリ昔トハ筑紫五節ト見花散里卷ニ

辰日れくれ 十月中丑日ヨリ始カ若丑ニ有ハ下ノ丑ニ但上ノ丑モ有
例此日ミイリノ日ト云辰ノ日ハ五節ノ終ノ節會ノ日ニ

まづりののうこまろし 青摺紙ノトハ青蠟紙ハ唐紙ノ文ハ

印ニアテ、蠟ニテ摺タルヲ云ニ五節ノ折節ナレハ此紙タヨリ有ニ依テ用之を
ひくげにも 以蘿葛為手襪 拾遺 諸社ノ祭ニモヒカケ草ヲ髣トスルニ昔
日ニハククノハトハヘクマヨコニハ語
ルイニ

あめよやうすともる 子サヤカナル心包 深みん

あめよのわかろしあめよのわかろしあめよのわかろしあめよのわかろし

五節前後ノ歌ニ皆後ヲスルニ何ノ後モ河邊海辺ニテ撰ヲスル本義ニ辛崎
難波七瀬ノ隨一ニ仍近江攝津国司ニテ参舞姫此所撰有便宜死
舞姫ハ五節ハテ、曉天退出之時後ヲスルニ上古ハ辛崎難波ニテモ下向シケ
ルカ近代ハ内野ニテ陰陽寮参ミウケテ勤仕之七瀬所々難波曩大河侯
抄津 大島 橋小島 山城 佐久那谷 幸崎 近江 亦洛中 七瀬者河合
一條 土御門 近衛 中御門 大炊御門 二條 末之 应和三年七月九日御記曰
藏人式部丞藤原雅材供御後物以明日令天文博士保兼赴難波湖
及七瀬三元河臨觀 拾遺十二祐拳

御後スル今日幸崎ニテクアミハ 同集云伊勢カ歌詞難波ノハラヘシニ侍テニカリ
神ノ請ヒクニシナリケリ 力リ曉ニ森ノ侍リケルニ郭公ノ鳴ケルヲ聞テ 時鳥子クフナカラコエキケハ
草ノ枕ソツユケカリケル
やうが 古人尺ニ九カニ云今案ニ汝ハ日本記今ノ字ライニシトヨメリ其ヲ畧メ
ニシト云或ハ尔氏書之ニ
ちぬ 主ニ世継云ナニカシノヌシノ藏人ニテイニスカリシト云聊カシツク心ニ
さんぢ 汝ニ世継ニ多以詞アリ竹取物語ニモキンチヲト有宇津保物語ニモ
キンチハナシソノ人ソトイヘリ

五海ゆふみれるるぞとて 拾遺人丸

大言れ清くちこころなりやとせむ 御熊野、浦ノハニユラモヘナル
心ハ思ヘトタニニアハヌカモ
鏡山君カケモヤソヒタルト
ミレハカタチハコトミソ有ケル
コトナル象トハ出家ノ故ニサニカフルナト云ニコノウタノ心ニハカワルヘシ

ようあさのねむるあやゆきけりいづへの例よあうしていけりひき
光仁天皇宝龜六年正月七日天皇御楊梅院安殿設宴於五位以上既
而内廐宴進青御馬兵ア省進五位以上装馬 嬖馮 忠仁公覽白馬事
旧記ニ所見未詳云但宇治開白以彼例覽之然者勿論之白馬者引
諸院宮之故ニ忠仁公依蒙准三后宣旨被覽之を宇治開白同之仍源
氏太政大臣同就准三后覽之者也准后事太皇太后宮皇太后宮皇
后宮此三ナラヘテ准三后ト云ニ執政准三宮例忠仁公 貞現十三年卯月
照宣公 元慶六年二月一日准三宮一始忠仁公之故事 貞信公 天喜二年二月廿八日
仁和四年二月十九日更賜之依前固辞不受 准三宮始貞現故事
日九年五月廿日 忠茂公 貞元二年三月 東三條開白兼家 寛和二年六月九
日 詔賜之 四日准三宮

きふうきものせのあゆみの後ニ朱衣後ニ新幸あり 御記云延喜
十八年二月廿六日己巳是日参入六條院云此月彼例を凡後ハ天

宰相中将君達春秋クハ給テ春ヲノミヲカシキ物ニシ給テイフカヒナク心モト
ナキ物ニ云ナシ給ニトテ桃園ノ宮ノ御方ヨリ中ノ十日斗ノホトニ面白キ花
トモヲ折テニキステ給成事イト心ウシトキコハタニヘルニツクリ花イト面白キ
ヲコレイト衣ヒナレハトテ奉リ給ヘハ花ニ心ヲツクル君カナトテカヘシ奉レハ松ニツ
ケテ春ノ詩方ヘカニ秋ヲ君ニカセテ我ハタ、返シ 咲花モ人ノ心モノトカナル
イトケキ春ヲミツクルニキ 返シ 春トシリセハ春ヲミタニシ
内しあそびて 退ニ

河海抄卷第十

正六位上物語博士源惟良撰

才十七 玉鬘

冬名

コヒワタル身ハソレナカラ玉カツラ
イカナルスチヲタツ子キツラン

年月を過ぎてはぬれどあはるもくまぐりのあわよとれたまのつぎ

此巻ノ初末摘花巻ト曰換ニ何モ其詮アルニ末摘花巻ハ若紫ノ次ナ
レ氏横ノ并ナルガ故ニ夕白巻ニツケンタメニカケリ此巻亦玉鬘ノ君ノコト出来
ヘキタメニ先夕白ノ上ノコトヲ思出テカケル共ニ以有深致矣亦露ワスレスハ

夕白ノ巻ニ夕露ニモトク花ハ光アリトミシタ夕白ノワハ露ハナトアリ心カ

あはるもくまぐりのあわよとれたまのつぎ 拾遺為頼 キ中ニアラニシカト思人
ナキカラホクモ成ニケルカチ 此哥為頼此系式部

大畧同時人也難為證哥之由有一爰然而為頼今ヌコシ先達ナリ伊勢
物語業平朝臣 春日野ノ若紫ノスリ衣
シフノミタレキリシラス 本哥トシテ河原九大臣シノフモ
チスリタレエヒト詠セラルカ而業平ハ元慶元年正月廿八日卒 五十六
其時九大臣 五十四 寛平七年八月廿五日薨 七十三 云是等以同時
之先達為證之例ニ

かひむらめつらゆふ女あしおほほ たもご 此ソムハ潜ニシノヒヤカ成躰ニ

龍ノイニタ出サルヲ潜龍ト云カコトシ易ニ潜龍勿用注龍徳而隱ト云リ
以前巻々ノ嘸卑ノ心ニハアラサルニ

おほほむらめつらゆふ 孝経曰満而不溢アフサスハツレサセスニ常陸宮姫君ナ
リ玉鬘君ニ

おほほのめものおほほのか戴ニありていさげもバ 職負令曰 太宰府少貳
二人掌同大貳
おほほの名のしるまをくらがぶめたまのつぎ
イヌカミノ麻ノ山ナルイサヤ川
イサトコタヘテワカナモラズナ
くまぐりもくまぐりもくまぐり
イトニシクニカケルコトニキニ
ウラヤニシクモカヘルナミカナ

みこぶもれあ〜

う〜毛詩曰大守 艷有招々舟子注云舟子舟人之 埤垵マクシキ 白氏文集

う〜人たを〜
う〜もは〜
此二首少貳女二人姉御詩 兵ア君 哥ノ先ノ詞ニ娘氏ノ思コカルヲトイヒ亦ヲハセシカハ
ワレヲハクダラガラニシトイヘリ氏ニ娘氏カコトニ

ひるのわ〜
或物語云南海ニ一鳥アリ 雛ヲツタテ、成長ノ時ヲキヘツテユキテナワナリ
其後ハタカイニ行ホモシラス是ヲ雛ノ別ト云云、案之漢朝古事ハ孔子
在衛曲阿桓山之鳥生子羽翼既成將分離悲鳴以相送トイヘリ是
ヲ四鳥ノ別ト号スル詩ニモ別離ニ作来レル此事を

か〜
嚴島明神沙奇ツクシナル鐘ノミサキ浪立 仁徳天皇四年始置諸國吏
仁明天皇承和元年七月勅諸國守分者以四今年可為限但陸奥出羽

少貳ツクシナル鐘ノミサキ浪立 仁徳天皇四年始置諸國吏
仁明天皇承和元年七月勅諸國守分者以四今年可為限但陸奥出羽

わ〜
太宰府是云官國始自筑前等遊在千里以五今年可為任限云 天平
十五年十月始置鎮西府寶字二年九月廿始以百廿日為交替程
十月弭國司以四年為任限國史寶龜十一年八月曠太宰任限增為
五年

わ〜
田功德經云、年三長奇經云若有善男女等修年三之奇忽曉諸難
等獲殊勝福利其年奇者於年有ニヶ月所謂天帝尺為其主領廻
四天下檢計眾生所作善惡其正月廿日向南嶺浮提二月赴西瞿耶尼
三月行小鬱草越四有東布波提佛 天帝以正月五月九月巡向南州註記眾生
作業云 云後撰集年星ヲコナフトテ女檀越ノモトヨリスシカリテ侍リケレハ
クワヘテツカハシケル 惟海法師 百年ニ八年ヲソヘテ祈ケル
五ノニルシヲ君ニサラメヤ

た〜
少貳大監ニ人 小監ニ人 大典少典大小令史等アリ 小貳叙爵之時
少卿ト云 監叙爵之時大夫監ト号ス大監者正六位下少監ハ

た〜
少貳大監ニ人 小監ニ人 大典少典大小令史等アリ 小貳叙爵之時
少卿ト云 監叙爵之時大夫監ト号ス大監者正六位下少監ハ

た〜
少貳大監ニ人 小監ニ人 大典少典大小令史等アリ 小貳叙爵之時
少卿ト云 監叙爵之時大夫監ト号ス大監者正六位下少監ハ

た〜
少貳大監ニ人 小監ニ人 大典少典大小令史等アリ 小貳叙爵之時
少卿ト云 監叙爵之時大夫監ト号ス大監者正六位下少監ハ

た〜
少貳大監ニ人 小監ニ人 大典少典大小令史等アリ 小貳叙爵之時
少卿ト云 監叙爵之時大夫監ト号ス大監者正六位下少監ハ

た〜
少貳大監ニ人 小監ニ人 大典少典大小令史等アリ 小貳叙爵之時
少卿ト云 監叙爵之時大夫監ト号ス大監者正六位下少監ハ

從六位上相当に有軍監 軍者有東監 者有西武官

めづるひるむや 経廻

ことゆふぐいとたきりけり 吾嫌其説迂 孝經序 法華三昧經云 子ハ
けいけいぐふにわくもたるやこそよびいひひけし

假借人 貞親政要云 亦假相人 日夜這人 日竹取物

語云ヨルハヤスキモ井モ子スマミノ夜ニ出テモアナラクワリカイハミトヒアヘリ
カニル時ヨリナニ夜ハヒトハイヒケル

あやうりりこころ抱 イツトテモヨシカラスハナケレトモ 秋ノユフヘハアヤシカリケリ

祖母殿

け月ハまのそてあり 春三月季終ニ四季終月世俗説怪之云

君にも たがひやうらうら 後の神もわけてらるん 大夫監哥

或古物語云 或家始祖宇合一男廣継於西府謀反以大野東人為官 兵令攻彼等之時廣継自以刀切頸其頭昇空蹶殺官軍或者 鏡見之入悉死云 肥前國松浦郡鏡明神是之 見武家系圖
凡土記曰昔者氣長足姫尊在此山遥覽國形而勅新々天神地祇

為我助福使用御鏡安置此處其鏡即化為石見在山中因名曰鏡

山アサカラスタノメタル男ノ心ナラス肥前國ヘニカリ侍ケルカタヨリニツケテ

支ヲシコセテ侍ケル返シニ アヒミト思心ハニツケナル 紫式部

まてやこいふおぼせらる事々 ニテヤハニシヤト云コノナリ 親 万葉抄八

やまののらうら 親 万葉抄八 不生

いきたらしとあひいさげに 兵ア若

うさき 兵ア若

おさきとみぬ浪はあはして風やうら 舟 四声苑云古我及 漢語抄云波夜布祢 高尾舟云

ろや 舟 漢語抄云波夜布祢 高尾舟云

戦士可乗之輕舟ハ ハヤノカ自物語云女ヲ馬ニハセタテニツラシハヤ舟ツケル

ヘキヤウヲオホセ 後撰 朝綱朝臣

ひ 孫姬式 逢時ハニスミノカニハナルハ

忠見集 詳ノヘテハニキノナタニツム舟ノ 此哥ノ詞ニハ年比按津國ニ侍ケルヲト云リ

然ハ当四名所ハ袖中抄顯昭云ヒチキノナタハ播磨ニアリ俗説云ヒ

キノナタ氏云ト云、李部王記云天徳四年六月十一日は日備前備中淡路
等飛弾至備前使申云賊二艘純友、後響音奈多捨舟脱遁疑入京云

かのたのきん

鬼

河尻 松はぬ也

かろゆり

万葉 此浦浪ノ夕ヘ又日ハ
アラヒイヘニコヒヌ日ハナシ

業之此泊若各別下也又ラス程ハト云別哥在之宛可尋善相云意見
延喜十四年日重請修復播磨国奥住泊事右臣伏見山陽西海南海
三道舟船海行之程自榎生泊至韓泊一日行自韓泊至奥住泊一日行
自奥住泊至大輪田泊一日行自大輪田泊至河尻一日行此皆行基善
菩薩計程所建置而今公家唯修造韓泊輪田泊長廢奥住泊以
下畧之

ゆこのすけ

豊後外也

つげうごう

即等

このぢのせりをばむるしくすてくつとすげうごう

涼源御井不得見胡地妻兒虚弃指 白氏文集縛戎人

いちめあさぐん 市女 商人

あさぐんのくがふやまごころの地 如奥敵電之居陸似鳥雀之覆

巢古願
支本支花可勘

ちうさ程のやりのふとやのわりのあつてつひまよして新申給 松浦箱崎同
やろあつし 箱崎ハ八幡ノ松浦宮ア一タノ垂跡アルを凡土記ニ神功皇后

御鏡石ト成鏡山ニミシストミハタリ仍一躰ト云延喜廿一年六月廿一日
於觀世音寺西大門御託宣記当寺講師遺一記之託若宮
神子七才女子楠滋子給 日吾身ハ八幡乃

若宮一御子ニ大菩薩仰云吾穗浪郡大分宮ニ移住後已有三意三者
竈門宮ハ我伯母仁 御坐而年中節會ニ府官以下国司雜仕年来之
間暗之輩或乘馬天 过遥拜ト或乍着笠渡御前其御恨甚有
怨二者郡司百姓郷食膳供給ニ越嶮岨山數日致煩民間苦悶我苦
三者放生是海上之事ニ穗浪宮ハ已非放生地避被地欲移住箱崎松
原者其故昔我四土ヲ鎮護シ始時ニ戒定惠ノ宮ヲ彼松原地ニ所置
ニ仍其名ヲハ箱ノ崎トハ号ニ云 菅崎新宮可向新羅国方亦礎
面唇敷四降伏之由可立其柱宮殿梁棟可用柏又可安置菜

師弥勒觀音像奏聞公家早弃總浪古殿移坐宮崎宮略記文
大貳藤原当跨朝臣上公家任官符旨少貳真材朝臣造立件新
宮其官符状云託宣之旨為御示所来冠加之外実通撰之境之營
其宮殿殊殊尽ス羨羨廉廉者延長元年遷御宮崎新宮

かのころりごとて八幡宮五師 貞觀八年別当安崇之時以運如
法師始補五師安和二年別当貞芳之時以五師貞善法師始補
大五師

あつちあつち 縁起云長谷神河浦北豊山峯徳道聖人建立十一面現世
音菩薩之利生道場之長谷寺觀音十一面丈六尺文武天皇御宇
徳道聖人造立之法道仙神龜元年公家被建立堂一宇同四年三
月廿日供養講師行基菩薩信宗皇帝后馬頭夫人文宗孫玄成
形ノミニクキコトヲ歎給ケルニ仙人ノヲシヘヨリテ東ニ向テ日本國長谷寺
現音ニ祈請シ給ケルニ夢中ニ一人ノ貴僧紫雲ニ乗テ東方ヨリ来
テ手ヲノヘテ瓶水ヲ面ニ灑トミテ忽ニ容貞端正ニ成ニケリ因茲

ケリ因茲乾府三年輒七月十八日侍女ヲ引率シテ明州ノ津ニ出向テ
十種ノ宝物ヲ被奉云亦吉備大臣入唐ノ時長谷寺觀音住吉明
神ニ祈請シテ野馬臺ヲ讀ケル靈瑞アルヨシ江談ニニヘタリ
わかあそとばかりしてめぐこころをばてんとして 徳道上人長谷寺建立之時

藤原房前御奏向助成之間彼上人聖朝安穩藤氏繁昌乃至法界衆
生ノタメニ祈請之由見録起今ヲ玉葛君藤氏ナレハミテト云ニ
かつちりりごとてあつちりり ウツホノ大將アテミヤヲ思カケテソノ祈ニ長谷ニ
ウツルモカチヨリトニヘタリ

つばさ市こいつあや 椿市大和國ツバキノ市氏ツハ市氏云能因哥枕ニ見ヘタリ
日本記ニ海石榴市トイヘル別所ニツバキノ市ニテ土蜘蛛ヲ殺シタリシ
取ニ 万葉ニ 紫ハハヒサス物ヲツハ市ノ清少納言枕草子云ツハ市大和ニアニタ
アル中ニ初瀬ニ奈人ノ必スソニトミリケル觀音ノツケアルニヤアラシ心コトニ
つばさ市こいつあや イチメカサニナカモタル物ニ云枕草子ニアリ拾遺集詞ニモ
春物ヘニカリケルニツホサウソクシテ侍ケル女氏ノ野邊ニ侍ケルヲミテト云リ
むすまのめく物 大ツホカフル物ノ名ニ云

いづこてし 出し

こほぐるる

若反ニ 万葉 万十人丸 アサ露ノケヤスキロカヤヒス氏
マタコニカヘリ君ヲシニタシ

霜カレノ草ノチカリソニ衣ナル
コニカヘリテモナツカニキ哉
ウツホ物語ニ大将コニカヘラセ給ヘカシト云こ

蜻蛉日記ニ堀川太政大臣ノツカハシタル文ニ在之此心相叶を

わくもく人いらくしとてむつくるめし ムツカルハ勸當心ニ是モ若人ハハラタ
いづづらよしとぎやけりかりりに 過去ノ人ヲ云ナリ

あしどももたづひて若らんみまほよめあつこころれすぢらたしと

アフミニカアリト云ナルミクリアフル
人クルシメノツクニエノヌニ
ツクニ江ミヲフルニクリノ水ハヤミ
ニモミヌニ人ノコヒニキ

アスケけこのあぶしにゆうけの物 天子ヨリ庶人ニ至ニテ装束調フル

ヲ御便殿ト云ニ

けうじこハかごごがかりあてし 此カゴトハ少事ニ
けそりよんくしけく 顕證 亦見證

西のふい 礼記曰婦人髻帶摩房中 注曰房中則西方ニ
居住スヘキ故有ん 天子諸侯有之若者ニ紫之女必西

物どのにてあつた 文殿仙院ヨリ執政大臣家ニ至ニテ在之文書收之取

いちめ 唯下女ヲ云々 或市女 商人ニ

おらるにちるちて 姫トハ老姫ヲ云ニ年老タルヨシニ

戸松右進ういなるてが 檢放ニ カケカ子ヲハナツナリ

このテロよりるぶまの心こまにこそ 本ノニ

おもあの人ヤとこそ一サワハハハ 伊勢物語云昔男ツレナカリケ

ル人ノモトニラモナクテイヘルナルヘシ 莫面 真名事

あしとどあづこゆるみけつ カワ色ハイカニアハト思フ
ミトセニ成ヌアヒタニステテ 蛭子ノ父母ニステラレシ

コトヲ玉鬘ノ我身ノ上ニヨツヘテイヘルニ

玉鬘ニサ助ヲタツヌルトハ 鬘助ニヨツヘテ万葉ニハ冠ノ綏後撰ニ綏サケナトヲモ

玉鬘トヨメリ 後撰 イツクテテタツ子キツラニ玉カツラ

万葉ニ 玉カツラケケヌ時ナクコレトモ 伊勢物語ニ人ハイサ思ヤスラニ玉カツラ

ありれとやそいひらこちちらふ 伊勢物語ニツモカケミラミイトハ又ヘツ、
アセルタヒ人アハレツヤナシ

かのらんがいきやのいきさけけい 伊勢物語ニイキニクハ腋立ノユトニイキトラル心を

或本ニイキサシトカケリ 僻事ニ

うちどのよりまのけら物ぞと 装束ウツ西ニウチトハリトノナト、

テアリ男女ノ装束ウチノリ本躰ニ板引ヒキノリナトハ畧スニ

こころの糸いしきむくもくもくはなふるびだめれしこころちき今換
るこれすづれくるこハこのけりまう 紫ノ上ノコトニ紅梅ハキヌ今換イロウ

スキヌコトを イツレモ皆如け心エヘシ

あささあさのういよの級 海浦海文大浪ノカタヲレレシ

をられふるも又ういよの物とて 古今ソコヒナキフチヤハサワク山川ノテアサキセニコソアタナニハタテ

ソコヒアルトハソコアルニヒヤスメ字ニ喩ハカキリアルト云心ニ 無涯底ニ

梅の折枝為てふるまひちびいけめらうらう白浮キ紋のこきうさのしや

かるるくしてありのけりめに 白キ梅ノ織モノハキヌ浮物ノコキハ紅ノキヌニ

うき浮れ危君にまじびの織物のいとんぞせもはれんはわてしきまう

にあるくらゐのいぞをういよあうさして 黄色ユルシイロノノ須磨

巻ニ勘之西宮記云黄衣毎品親王孫王綾 源氏及良家子孫弱冠者

着之公卿子孫侯殿上益官時用黄衣

いふれすぢこころにあうらあり アフヨリタルハ昔ニヨリタルニアフハア

ナタト云心ニ亦奥し何モ古換ニ

にげついでりこころのいひんたり

こころの奇よこ

古代奇讀

おとといまのぬみりぢり

亦古躰共ニ

似気付ニ

俊成卿ハニハト井ハナレヌカトアリ定家卿本ニハミモシソカト云

尺云ニモシソカハ身ソカシニモトシトハヤスメ字ニ案之ヤスメニ字ニテハ重

疊れ三文字ト讀ヘキを假令不堪ノ奇讀当坐會過過之趣ヲ詠

セントテ毎坐ニト井ノ三文字ヲハナタス案スルハ蓬生宮ノカラ衣

安坐ニ出来カコトシ

けさうのおうしきいごににあびよのとふふも子孫やとめあて

後撰九大臣 アタ人モナキニアラス有ナカラ 是モ強不可限此一首惣メ

艶書奇ニアタ人ト云詞ヲ好詠之由を

かぢやがこのけりし 紙屋紙草子

わすれずいといとこころにせくやまひさるべき心はぬりしうばう

こきすぢししみぢりし小右五家髓腦亦瀆成式ニ拳七病

喜撰式ニハ出^{有イ}四病孫姬髓腦有八病是等也

うごきすべしとみしけりしに 動スヘクモイ哥ノ病コトニ避ハタラキツ
ヘクモナシト云心こ

古哥詞と可勘ス

第十七玉鬘 并一初音

卷名 年月ヲニツミカレテフル人ニ今日當ノ初音日キカセヨ

年立岫あこの定のくま
救あぬうまねのうらぶら
いづむびくたつたやらの庭よりいづめ
ホリエニカニシラ大君ノ
ミフ子コカントカ子テリレセハ
キカシキヤトモ玉シカニシラ 万葉
紫上ノ御方ニ 殿 日本記
いけるやとけのみくまの
まづあれいといとてをちいくこびとへりよせて

アヲタニノ年々チヤヘル朝ヨリ
ニタルモノハウクヌヒスノコエ
野ヘミレハワカナツミケルムヘシコソ
カキ子ノクサモ春メキニケレ

齒固事 見掌中曆六本為二取 一本 煮塩鮎押鮎火
一本 鯉鳥 麻猪皆隨盛物 一本 屠藤白散 一本 酒盞空蓋 一本 瓜漬茄漬
一本 串差 置上俱要之 灸カ 一本 窪坏空蓋 一本 杯四口 一本 蓋大根
一本 鏡相具鮎大根橘

元三御茶齒固事

内膳自右青鎖門供御齒固具盛青次 大根一杯

苺串刺二杯 或説三杯然而 擇鮎 切盛 煮塩鮎一杯 同切置猪完以雉

廉完一杯 以田鳥代之 以上七杯之内精進物供於第一御基堂

魚類供二御基堂 或説三每廉 皇女禎子 三條院女三宮母中宮妍子
御堂開白女陽明門院号ニ

長和三年正月二日 干時 餅鏡御覽是其例ニ 采花物語云

ウヘロカ宮ニモ子井カ、三見セ奉ラセ給正月者三春ノ氣節之本為政

月 秦始皇以此月生因而名政遂改為正月之尚書日月正元者

首也月上元日祖弥進酒降神致祥 尚書大傳曰復以平旦為朔

殷以雞鳴為朔周以夜半為朔朔謂月朝故曰三朝此為歲朔々

日字國同時而宗祭也

ちこせのうげとあまき年れうらのいんひのどをきてうけつてけつるふ

ヨロツセラマツニソ君ヲイハヒツル
千年ノカケニスシトヲモヘハ

ソラレハタハフレニ 戯

わもこころづきせんこ

壽詞 日本記 言吹日 壽文撰 或請日 コトフ

キハ年始之祝詞ニ古事記曰擊手口鼓為侍文選曰掖十城之虛壽
掩咸陽以取雋門西宮記云哥合人於南殿面奏調子入自仙花門
列立東庭踏哥周旋三度列立御前言吹奏祝詞畢
かひてぞこゆるちぞぞかえれうげよをかつこひゆつこ

古今 アフミノヤ鏡ノ山ヲタテタハ
カ子テリミ元君カ千年ハ

世俗説云覽餅鏡之時誦此哥云

さむげしほをむこて

春生 春賀事ニ

うすぶさけぬる池の後よハ世よこぐいあさかけぞあつる

柳似舞腰池如鏡 文白氏 氷池如破鏡 雪影似殘花 僧達莫早春

春ノ日ノカケツフ池ノカニニハ柳ノ眉ソニツハミエケル

しるい子のむちりたりげよちとせのころはかけていよむいにこと
つりあつる日るも姫君のぬるにわたりつるもむらわつるもつらひるも
清おのらよ山ねひさあろぬ 十節記曰正月子日登岳遥望四
方得陰陽靜氣除憂惱之術也 又云引小松延道年云 初学

記云歳首祝折松枝男七女ニ七本朝事始云天安元年禁中有曲宴

昔者上月之中必有此事時謂之子日遊今日之宴脩旧迹者ニ

^{扈從} 侍松樹摩腰習風霜難犯和菜義義而啜口期之氣味之克

調 菅家

行末モ子ノ日ノ松ノタメニハ 拾遺ニ三條大政大臣

ひぎこころいりりこるひぎ 鬚子 檜破子 ウツホ物語ニヒハリコナト

キヨケニテ持セタニヘリトアリ

みえうの枝ふうつるさもこころあらん

う月とまのいひいれてぬらんよくもさるれ初もさるせよ

拾遺集曰太后ノ宮ニ宮内ト云人ノウハナリケル時タイコノ御門御前

侍ケル程ニ御前成五葉ニ鶯ノ鳴ケルヲカレヨメト仰事アリケレハツカフ

ニツレルヨシ久不知 松ノウヘニ鳴ケルヒスノコエヲコソ 同集ニ云天曆御時ニタイハン

一取ノ前ニ鶯ノ巢ヲ紅梅ノ枝ニ付テ立ラレタリケルヲミテ

花ノ色ハアカスミル氏鶯ノ 一條攝政

かよせぬ里のささしほつら 伊行尺 今日タニモ初音キヤセヨ鶯ノ 谷ノチヲトチヤテツル學ノ

くごくあうぞあろや 細碎ニ

子クアラ枝ニ手ナナフレソモ 松ニヲトセテ春ノクレヌル 拾遺ニ

ふりむきやにしくこぞぐせねべき城まいあつことよりほかにきまこと
にくるへて 水驛スキト云フ 水原抄云此事宇仇勅使ヨリヲル陸

地下向ノ時ハ每驛給祠侯給ツル海路ニ驛定ラサル間ニ之故ニ空ニ
付テ水驛ト云ナリ驛家雜事トテ上古在之見延喜式一説云兼テ

支度シタルコトノ相遠シタルラスキト云ニ水路ノ驛家不中用之也
今業ニ踏哥宴之飯驛水驛ト云コトアリ李部王記九條右丞相

曆記以下ニミヘタリ今ノ心ハ水驛ニテアルヘキヲコトヲ加テ賞翫セラレタ
ル心ニ有別紙

めがけいろれあへむらふふまづがさののちあひるふのかざらうかまゆりかざ
しのわさひ白いもさき物るれど 春季白襲事老年之公ハナ

トハ冬モ白重ヲ着スルコトアル也但是ハ其茂ニハアラス青色袍ニ白下
襲ヲ着スルニ踏哥ノ定事ニ李部王記ニ見ヘタリカサニ綿踏哥

人以錦造花着冠額也号高中子云
たけがうゝひてかよはつとぐ 竹川 催馬示 竹川曲新伎式ニ云

次ニ王御以下ニ殿勸盃侍臣取雜色以下行酒三四巡之後調子唱竹

川曲 見奥竹川ノ橋ノツメナルヤハシノツメナルヤ花園ニニ段ハナソノワレヲハ

ナテワレヲハナテマメサシタゲテ ヨカレトハ舞ノ姿ヲシタルニ勾兵部ハ

米ニモトメコヒテカヨレル袖トアリ
さるはかうごむのせむあれつらまよこさぎのみづりがりきた

こめさたるしほこころくくろくろくたるちりくるにがりの初
はるべきもろしそこころぬぬ例の綿つづさわらうてはるでぬ

高中子懈冠踏哥式 新伎式 高中子冠自取給之打扇計壺持
襖着位袍当夜哥頭以下相章麴塵袍 集中院暫也自月花門

糸入行列右近陣前度時封出御坐孫庇南四間 内藏寮昇録綿
机立前度南王御依召糸上篲子南サ三間菅四坐 賜酒看於王

卿御厨子所供御酒踏哥人進南殿西以始羨調子説説入仙花門列
立度上踏哥周旋三後列立御前言吹進出當綿案立奏祝詞喚

壺持二聲壺持稱唯進而計綿數奏誦鴨曲次奏此殿託託着坐列
立門掃部寮當御階南邊一許文立床子為歌以下舞人以上

坐相對地為上仁壽殿西階南立床子為管絃坐南廊小板敷

東之上數畝宜立机為打尉斗持壺坐亦有諸司二分吹管者同着
之內壁下小面西上為殿上侍臣坐內藏昇四尺其臺盤三基立舞人
上坐八尺其臺盤一基為管絃者坐并備者饌次王卿以下下殿勸盃侍
臣所雜色以下行酒三四巡後漸調子唱竹川即起坐列三四唱後舞人
已上双舞進申上東階內侍二人相分被綿且舞且羅女藏人二人持綿
但彈琴者以下男藏人二人傳取御簾中於庭中被之奏我家曲退出
自小廊戶其後踏哥取夕曉及飯奏御坐如初哥以舞人賜坐於庭中
相對管絃者在橫切北上面打尉斗壺持坐在南折上四面出御之後至卿
先候簣子哥以下依召奏入着坐賜酒饌此間奏管絃數巡之後
賜祿有差事々退出哥以支子冻樹各一領哥掌踏掌同色衾一條
吹物彈物襖子一領打尉斗壺持絹一疋內藏寮立高机積綿百屯
延喜十三年正月十四日丁御記曰此夜有踏哥事晚以風雪及成刻
雪晴亥一刻踏哥人等奏入出右近陣前理管絃此時即意子中務
卿親王常陸太守親王大納言藤原朝臣權中納言藤原朝臣泰
談仲平朝臣定方朝臣等傳簣子數舞人等進到竹架東及

列立先奏調子次万春樂漸進南北惣三度訖當御前分立立
吐詞持壺荷綿即奏給鴨曲次奏此殿此間內藏寮立其臺盤食
竹東編掃部絕床子奏歌行着床子公卿等下殿行酒三四巡
後管絃更調哥行河曲使地列度中內侍藏人等持被綿給階
坐歌以已下舞童以上双舞近上階給綿彈琴已下示人亦歌我
家曲退出時子一刻自瀧口到東宮息取曹子踏舞弘徽次尚侍
曹司飛香次承香殿息取曹子廉景殿次克明親王直廬昭陽
舍次奏入東宮宣四刻還奏入內裏候右近陣前召之東度
掃部行給酒看令奏絃哥三四曲後給祿歌以給掛舞人給掛召
人藏人所人等給襖子雅樂物師等給足絹即入內歌舞人等退
出時卯三刻同十七年廿年同之李部王記延長七年踏哥人裝
束垂纓冠麴塵罔腸袍白下襲着深水沓持白杖以立加列前官
權脉釵振靴高中子着綿面童子二人在舞人列右也其
裝束如舞人着花加兩髮房乃着絲鞋九少將行扶進中間綿其臺東供
ノ唱壺持二聲清弘稱唯綿処唱一十百千万億等數北退詞吹尤權

右也其
故貞文字音蒲町

かぶあいつり オ日本記 オ学 曰廉

ほどあぐいしもがやうきわびごとごとを心イラレミイラクシキトミ
こひの山まがらのさうもさひびつなきさうきうしうしう

孔子何事乎不審論語之長沮桀溺丈人石門荷簣義封人楚
狂接輿カ孔子ヲ嘲リシコトナト云レシ或又孔子東荆山下ニ遊テ三人ノ
小兒有テ土ヲ推テ城ヲ作ル孔子曰車道ヲ去ヘシ吾過ト思小兒曰
吾聞聖人ハ上天命ヲシリ下人情ヲ覺ル從古至今車ニテ城ヲ去ヘシ
城何ソ車ヲ去ニト孔子車ヲ留テ地ニテリキコレヲ孔子什ト云ニマ
鬚黑大將シホウナル人ノコヒ心ニテ迷ヲ孔子什ニ似タルト云ル孔子慈
ノ山ニ迷ニ非レシ柳下惠カ弟盜跖ト孔子トノコトヲ云リ

たしつても君ハあつじちるわきうりさうり水の多し一みるねば
柏木右馬將 干時 中ね 哥也依之号 岩漏中将也

心づらやうもあつし 思タルニマウナル詞を
くらこくこくあへつるも 返事トクシタル心ニ
強うををかぎへつるあへつる 功勞ニ

あぐねあぐ アク而ナクトソ可有心エカタレ但和哥ノナラヒ如斯詞多シ
中ねの君の御ことハ 清みトカト云ヘキヲ例ノ畧シタルニ

みまを 見子 或本ニ尺シヲコソ
厚、まゝさ 心ヤニシキニ
めしうとこりけりあつるあつる人ハ 思人ナト云名ニ召人

たひひうらむもバ ヲヒラカニイナトハイハテシナナル
世のさしひのほれ 親イキソチノハシカケタルヤナソ 後ノ親ヲ親トセヨト云ルコト
ナリ致仕ハ前ノ親六條ノ院ハ後ノ親ニ

しと文といふらんをうらむ竹のまはげあたん福とがうらん
朝忠集ニ イク世シモアラシモノ故若竹ノ
ヲヒソハリケル春サヘソウキ
わうかえで 柏木ニ

和して又きよしこちちずむし
四月天氣和且清 緑槐陰合沙堤平 白氏文集十九
あこやう 婀娜 亦柔

中ねのうちに若がゆの白いみもみぬあつひよ

四五月交云外語 二三更後雨中声 古今ニ五月雨ニ物思ヲレハ時鳥ヨフカクナキテイウチ行ラニ

よまいとわねやぶら 妻 女ノヲヤノコトニ

わうまかしのうさぎかし 古今ニ我身カラウキ世中トナツケツ、人ノタメサヘカナシカルラン

ほろもをともこぼるづりちるいづに 巖 又光

くすだよあど 續命縷 靈絲 練絲 彩素ナト 菜玉躰ニ

宋書曰 元嘉四年断夏至日五絲縷之属金門歳節曰端午木

茹酒以花絡楼臺梓鬚 採百草花結五絲絲造 樓臺木形今菜玉類 避兵已佩靈符小

續命仍紫練縷長 端午詩 御記云延喜十三年五月五日丙午係

取供奉菜玉如常 按去年九日菜羹以菜 玉替懸差注柱前例 延長三年五月五日丙申

書司立菖蒲瓶系取奉續命縷如常 五月五日係取菜玉ヲ

供ス去年ノ菊花菜撒シテ御帳之東ノ柱ニ結付ニ

ひまぎのむら 馬場殿 左近騎射真手番ニ五月三日左近騎た射荒

手結五日真手結四日右近騎射荒手結六日右近騎射真手結ニ

私云五月四日ヲ荒手結五日真手結云云五日荒手結ヲ日折云云

イ本手結ニ荒手結真手結トテ左右ニ兩度有之云

ひてりれつさにいさようの官人ねほりつちり

官人 隨身ニ殿上人ニヲトルニシトハ容儀之事ニ

すそこれ流き下 下濃

あうぶがさひれあこあさあひれうすあのかざん

菖蒲重 表ハ青裏白色ニ 二藍

あざこのあぢふの色 薄萌黄ニ

すけさちうきつげちりて 次將ニ

あやあげつてつひ 身ヲ捨テ勝負シタル也

たぎうろくちるさるどあうびてからりけのらん ちうどぬ

のしる 打毬樂 納蘇利 諸之勝負之後乱声常事ニ競

馬相撲或鬪雞ナトニモアリ延喜十二年亭子院哥合ニモ勝方

乱声有由ニエタリ競馬行幸ニ蘇芳菲左狛龍右ヲ奏スト云ニ

亦陵王納蘇利常事ニ打毬未モ定テ有先例ヲ可勘

このひりこのの 近衛舍人ニ

語熊野ノ物語ナトカキタル本モアルヤヤリニ 古本皆如此

うはくの人 現人

おやのしわざはくあひいりてしるこそいと行ふ事

立身行道揚名於後世以顯父母孝之終ニ孝經

丁度てよろぬくふいうて人ほめさせどあそ

無使名過實 崔子玉座右銘

てむつるまねあしと 世俗ニテニサスト云コトニホメリシラルニキ心ニ

あつるこれちりささき 腹黒ニ 在賢木卷

かの人のりちもにあうびてすぐ 年月れ 雲井鷹ノイニ

みざりれ神はみえちやして 六位宿世トイハレシトニ

右れ中ね イハモル中將ニ

女御はかくおぼしむれささき 立右事を

さうしらにあそといひて 本ノニ

さる人ほひていとよくあはする物りて合せ結けるをむかひの人

のこよあまのい 下莞上鞞乃安斯寢乃寢乃真乃占我夢吉

夢維何維熊維罷維虺維蛇大人占之維熊維罷男子之
祥維虺維蛇女子之祥 毛詩小雅斯干篇

